

太田市入札参加資格停止措置要領

太田市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要領（平成17年3月28日施行）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事又は製造の請負、物品の購入及び設計、調査、測量又は造園等に関わる役務の提供（以下「建設工事等」という。）において、競争入札に参加する資格を有する者（以下「入札参加資格者」という。）に対する建設工事等の競争入札及び随意契約における資格停止について必要な措置を定め、適正な履行を確保することを目的とする。

（資格停止）

第2条 市長は、建設工事等に係る入札参加資格者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の1に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該入札参加資格者について資格停止を行うものとする。

2 対象建設工事等の競争入札の契約事務を主管する課長（以下「契約担当課長」という。）は、前項の資格停止に係わる入札参加資格者を競争入札に参加させてはならない。また、条件付一般競争入札の場合においては、開札日から落札決定までの間に入札参加資格者が前項の規定による資格停止を受けたときは、落札候補者又は落札者としてはならない。

3 入札執行者は、第1項の資格停止に係わる入札参加資格者を現に指名し、又は一般競争入札においては資格確認を行っているときは、入札執行前に限り、当該指名通知又は資格確認通知を取り消すものとする。

（下請負人及び共同企業体に関する資格停止）

第3条 市長は、前条第1項の資格停止を行う場合において、当該資格停止について責を負うべき入札参加資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の資格停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、資格停止を併せて行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について資格停止を行うときは、当該共同企業体の入札参加資格者である構成員（明らかに当該資格停止に

ついて責を負わないと認められる者を除く。) について、当該共同企業体の資格停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、資格停止を併せ行うものとする。

- 3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による資格停止に係る入札参加資格者を構成員に含む共同企業体について、当該資格停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、資格停止を行うものとする。
- 4 前条第2項及び第3項の規定は、残3項の場合に準用する。

(資格停止期間の特例)

第4条 入札参加資格者が1つの事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ資格停止期間の短期及び長期とする。

2 入札参加資格者が次の各号の一に該当することとなった場合における資格停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍(当初の資格停止の期間が1カ月に満たないときは1.5倍)の期間とする。

- (1) 資格停止期間中又は当該期間の満了後1カ年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件に該当することとなったとき。
- (2) 別表第2第4号の措置要件に係る資格停止期間の満了後3カ年を経過するまでの間に、同表第4号の措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)

3 市長は、入札参加資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による資格停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、資格停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 市長は、入札参加資格者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える資格停止期間を定める必要があるときは、資格停止期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

5 市長は、資格停止期間中の入札参加資格者について情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で資格停止期間を変更することができる。

6 市長は、資格停止期間中の入札参加資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該入札参加資格者について資格停止を解除するものとする。

(資格停止事由の発生報告)

第5条 契約担当課長又は建設工事等の施工又は業務管理を主管する課長（以下「工事等担当課長」という。）は、別表各号に掲げる措置要件に該当する事由の発生を知ったときは、直ちに資格停止事由発生報告書（様式第1号）により、これを市長に報告しなければならない。

(調査検討)

第6条 市長は前条の規定に基づく報告を受けたときは、その事実、資格停止の可否及び資格停止期間等について調査検討を命ずるものとする。

2 前項の調査検討は、太田市入札審査委員会設置要綱（平成18年11月29日太田市制定）に規定する入札審査委員会（以下「審査委員会」という。）をもってこれにあてるものとする。

3 審査委員会は、審査事項について必要があると認めるときは、契約担当課長又は工事等担当課長に当該事由発生の説明をさせることができる。

(結果報告)

第7条 審査委員長は、審査委員会において調査検討を終えた事項について、その結果を速やかに市長に報告するものとする。

(資格停止等の通知)

第8条 市長は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により資格停止を行い、又は第4条第5項の規定により資格停止の期間を変更し、若しくは第4条第6項の規定により資格停止を解除したときは、当該入札参加資格者に対し、遅滞なくそれぞれ入札参加資格停止通知書（様式第2号）、入札参加資格停止変更通知書（様式第3号）又は入札参加資格停止解除通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第9条 資格停止期間中の入札参加資格者を随意契約の相手方とできるのは、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号、第6号及び第7号に規定する場合で、市長の承認を受けたものとする。

(下請等の禁止)

第10条 契約担当課長又は工事等担当課長は、資格停止期間中の入札参加資格者が太田市の契約に係る建設工事等の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託することを承認してはならない。

(資格停止に至らない事由に関する措置)

第11条 市長は、資格停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該入札参加資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(資格停止期間の短縮、延長)

第12条 市長は、資格停止後、改善及び努力の著しい者に対する資格停止期間の短縮又は改善及び努力の誠意がみられない者に対する資格停止期間の延長が必要と認められる場合は、審査委員会に調査検討させ決定するものとする。

(雑則)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年6月1日から施行する。

別表第1（第2条、第4条、第5条関係）

市内において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 太田市の建設工事等の契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格審査申請書その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき</p>	<p>当該認定をした日から 1箇月以上6箇月以内</p>
<p>(過失による粗雑建設工事等)</p> <p>2 太田市が発注した請負契約に係る建設工事等（以下この表において「太田市発注建設工事等」という。）の施工にあたり、過失により建設工事等を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）</p> <p>3 太田市発注建設工事等以外の建設工事等（以下この表において「一般建設工事等」という。）の施工にあたり、過失により建設工事等を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき</p>	<p>当該認定をした日から 1箇月以上6箇月以内</p> <p>当該認定をした日から 1箇月以上3箇月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、太田市発注建設工事等の施工にあたり、契約に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4箇月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 太田市発注建設工事等の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき</p> <p>6 一般建設工事等の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき</p>	<p>当該認定をした日から 1箇月以上6箇月以内</p> <p>当該認定をした日から 1箇月以上3箇月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた建設工事等関係者事故)</p> <p>7 太田市発注建設工事等の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、建設工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき</p> <p>8 一般建設工事等の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、建設工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき</p> <p>9 その他市長が資格停止をすることが必要と判断したとき</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4箇月以内</p> <p>当該認定をした日から 2週間以上2箇月以内</p> <p>当該認定をした日から 1箇月以上6箇月以内</p>

別表第2（第2条、第4条、第5条関係）

贈賄及び不正行為に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が太田市の職員（以下「市職員」という。）に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき</p> <p>イ 入札参加資格者である個人又は入札参加資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）</p> <p>ロ 入札参加資格者の役員又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ハ 入札参加資格者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p> <p>2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が群馬県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p> <p>3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が前2項に掲げる公共機関以外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4 箇月以上 12 箇月以内</p> <p>3 箇月以上 9 箇月以内</p> <p>2 箇月以上 6 箇月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3 箇月以上 9 箇月以内</p> <p>2 箇月以上 6 箇月以内</p> <p>1 箇月以上 4 箇月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3 箇月以上 9 箇月以内</p> <p>1 箇月以上 4 箇月以内</p> <p>1 箇月以上 2 箇月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>4 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき</p> <p>5 太田市発注建設工事等に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき</p>	<p>当該認定をした日から 2 箇月以上 12 箇月以内</p> <p>当該認定をした日から 3 箇月以上 12 箇月以内</p>

(競売入札妨害又は談合)	
6 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る建設工事等に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき	逮捕又は公訴を知った日から 2 箇月以上 12 箇月以内
7 太田市発注建設工事等に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提訴されたとき	逮捕又は公訴を知った日から 3 箇月以上 12 箇月以内
8 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る建設工事等に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき	逮捕又は公訴を知った日から 3 箇月以上 12 箇月以内
9 太田市発注建設工事等に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき	逮捕又は公訴を知った日から 4 箇月以上 12 箇月以内
10 入札に関し、故意に他を中傷又は扇動し、公正な入札の執行を妨害する行為のあったとき	当該認定をした日から 1 箇月以上 9 箇月以内
(暴力団等)	
11 入札参加資格者、入札参加資格者の代表役員等又は一般役員等が暴力団関係者であるとき又は暴力団関係者が入札参加資格者の経営に実質的に関与しているとき	当該認定をした日から 6 箇月を経過し、かつ改善されたと認められるまでの期間
12 入札参加資格者、入札参加資格者の代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団関係者の威力を利用するなどしているとき	当該認定をした日から 2 箇月以上 6 箇月以内
13 入札参加資格者、入札参加資格者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき	当該認定をした日から 2 箇月以上 6 箇月以内
14 入札参加資格者、入札参加資格者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき	当該認定をした日から 6 箇月を経過し、かつ改善されたと認められるまでの期間
15 下請契約又は資材、原材料の購入契約、その他の契約にあたり、その相手が 10 号から 13 号までのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき	当該認定をした日から 6 箇月を経過し、かつ改善されたと認められるまでの期間

<p>16 受注者が、10号から13号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（14号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対してこの契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき</p> <p>17 当該契約に係る業務の遂行にあたって、暴力団員等による不当な要求行為を受けたとき又は下請け契約等の相手方が当該下請契約等に係る業務の遂行にあたって不当要求行為を受けたことを知ったにもかかわらず、市へ報告するとともに、警察に通報する等の必要な協力を行う義務を怠ったとき</p>	<p>当該認定をした日から6箇月を経過し、かつ改善されたと認められるまでの期間</p> <p>当該認定をした日から1箇月以上3箇月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>18 公共工事の請負契約に関する工事に関し、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次項に掲げる場合を除く。）</p> <p>19 太田市発注建設工事等に関し、建設業法の規定に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき</p>	<p>当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内</p> <p>当該認定をした日から2箇月以上9箇月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>20 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき</p> <p>21 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき</p> <p>22 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次の事由に該当する不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき</p> <p>ア 建設工事等の施工成績が著しく不良であるとき。</p> <p>イ 国又は県の補助による建設工事等において、国又は県の係員による検査の結果、不良工事とされたとき</p> <p>ウ 建設工事等の契約に違反し、しばしば指摘を受けたとき、又は正当な理由がなく工事を遅延したとき。</p> <p>エ 建設工事等の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負させたとき</p> <p>オ 市長の許可を受けることなく、建設工事等の契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡又は継承させたとき</p> <p>カ 営業の不振等により、不渡り手形を発行し、銀行取引停止等となったとき、又は経営不振により下請等に対する支</p>	<p>当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内</p> <p>当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内</p> <p>当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内 （以下のア～ケ全て同じ）</p>

- 払能力が著しく低下していると認められるとき
- キ 事業に従事する者(下請負を含む)に対し、公正な賃金、労働条件等の義務を怠ったことが認められたとき
 - ク 入札に関し、故意に他を中傷又は扇動し、公正な入札の執行を妨害する行為のあったとき
 - ケ その他市長が資格停止をすることが必要と判断したとき